

議案第 8 4 号

山都町国民健康保険条例の一部改正について

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）が令和 3 年 8 月 4 日に公布されたことに伴い、「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度」実施要綱」及び「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を改正し、令和 4 年 1 月 1 日から実施されることから山都町健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険条例（平成17年山都町条例第100号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山都町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

山都町国民健康保険条例(平成17年条例第100号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○山都町国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第100号</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>○山都町国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第100号</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>